

大幅な最低賃金額の引上げ及び中小企業支援策強化を求める会長声明

- 1 佐賀地方最低賃金審議会は、2023（令和5）年8月18日、佐賀県内における最低賃金を47円引き上げて時間額900円とする答申を行った。この答申を受け、佐賀県労働局は、同年10月14日から時間額900円に改正することを決定した。

この引き上げは、引き上げ額及び引上げ率ともに全国で最も高いものであり、その結果、佐賀県での最低賃金額は、九州地方において2番目に高い水準となった。このことは、近時の物価高騰等への対策や賃金を確保することで人材の流出を防ぐという点で評価できる。

- 2 しかしながら、時間額900円は、全国加重平均額との差額は104円、東京都の最低賃金額との差額は213円と大きい。また、隣県である福岡県の最低賃金額との差額は41円あり小さくない。賃金に関する地域間格差はいまだ解消されていない。

また、佐賀県の現在の時間額で労働者が1か月173時間（法定労働時間週40時間とした場合の月労働時間）稼働しても、賃金額は月収15万5700円、年収186万8400円にしかならず、いまだワーキングプアのラインとされる年収約200万円にも及ばない。そのため、現在の水準でも、いまだ労働者の生活の安定は確保できないと言わざるを得ない。

上記に加え、近時の円安等の影響による引き続く物価高騰等に照らし、本年も昨年に増して最低賃金額を引き上げる必要がある。

- 3 一方で、最低賃金額の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、最低賃金額を引き上げても円滑に事業を継続し、雇用の維持が図れるよう十分な支援策を講じることも必要である。

各種税負担や社会保険料の事業主負担部分の軽減等具体的な措置等のほか、賃上げそれ自体を支援するような支援策や、中小企業とその取引先企業との間

で人件費の転嫁を含めた適正な取引が確保されるための取引適正化支援等、長期的継続的に中小企業支援策を強化する必要がある。

- 4 以上から、当会は、佐賀地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、本年度、さらなる最低賃金額の引上げを答申すべきであること、及び、国に対し、中小企業支援策の強化をそれぞれ求める。

2024年（令和6年）7月18日

佐賀県弁護士会

会長 小畑 雄一郎